

第2節 ごみの発生を抑制し、資源化を積極的に進め、循環型社会を目指すまち

第1項 省資源・リサイクルを推進する

1 ごみの減量とリサイクルの推進

目 標

ごみの減量と再生品の利用およびリサイクルの拡大を促進し、環境負荷の少ない資源循環型社会を構築します。

主な 指標	● ごみの総資源化率	
	現状	総資源化率を35%にするよう努めます。
	33%	
	● 1人当りのごみ排出量の削減状況（資源ごみを含む）	
現状	ごみの削減を図ります。	
784g/人・日		

* 現状値(ごみの総資源化率)の数値式：総資源ごみ量÷総ごみ量(集回収による資源収集量を含む)×100

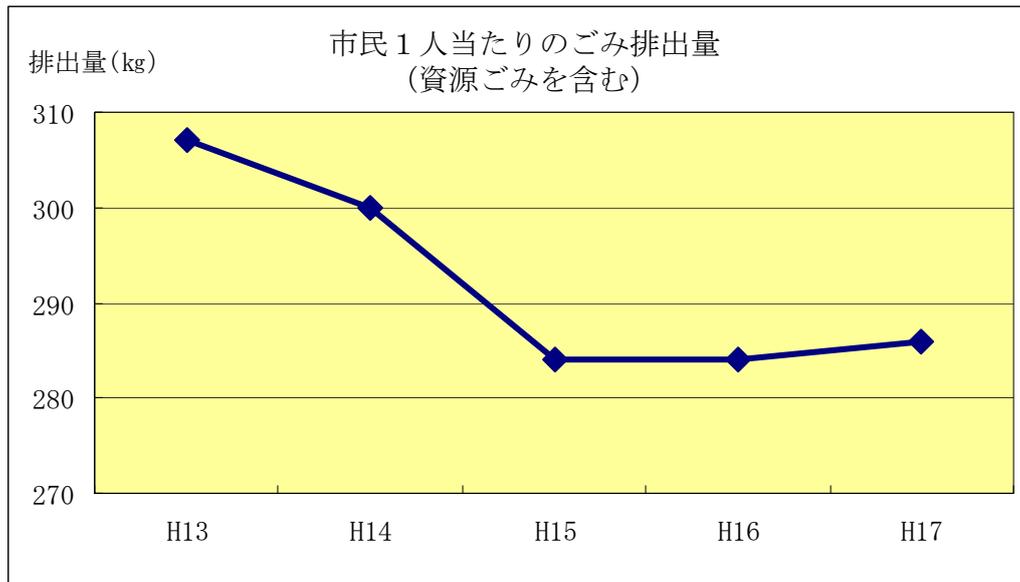
現 状

平成14年10月にごみの戸別収集・一部有料化を導入、排出者の責任を明確にし、家庭ごみの減量に関して大きな成果を上げました。また、事業系ごみについても、廃棄物処理手数料の改正や、事業者のごみ減量への取り組みなどにより大幅に減量することができました。

平成17年度のごみの総排出量は20,000トン、市民一人当たりの年間排出量(資源ごみを含む)は286kgで、ごみの戸別収集・一部有料化前の平成13年度と比較して、年間排出量で887トン、市民一人当たりの年間排出量で21kgの減量となっており、ごみの有料化により毎年ごみの排出量は減少しています。

また、戸別収集の実施により、ごみを出す人の責任が明確化されたことから、市民のごみの分別や減量についての意識が高まっているほか、ごみ集積所がなくなったことにより、悪臭や害虫発生などが防止され、生活環境が向上しています。

中間処理施設の整備に関しては、リサイクルセンター・ストックヤードの整備により、効率的なリサイクルの推進が図られました。



施策の方向

本来、自然界においては、バランスのとれた生態系による循環型のしくみが形成されていました。しかし現代の社会の大量生産・大量消費・大量廃棄による廃棄物の問題は、自然の許容量をはるかに超えた規模になっており、自然界のバランスを崩しています。

環境に負荷を与えるものは、生産段階からできる限り作らない方向の発生抑制を進めるとともに、廃棄物を再資源化し、有効利用できる循環型社会システムづくりを進めます。

環境負荷の低減（省エネルギー・省資源）を実現するために、また、有害化学物質を大気中に放出しないために、ごみの発生抑制、排出段階でのごみの減量化、適正処理および安全管理を促進します。

さらに、啓発活動を進め、容器包装を含めたごみの分別の徹底、ごみのリサイクル、リサイクル商品の利用を促進し、循環型社会を構築します。

不法投棄に対しては、厳しい対策を講じます。

平成12年「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、廃棄物に係る法整備が進められていますが、一層の改善へ向けて、国および東京都へ働きかけていきます。また、国・東京都・近隣自治体と連携し、ごみ問題について協議しながら、協力して問題解決を図ります。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) ごみの発生・排出抑制の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 市民のごみ発生・排出抑制の推進	1 ★市民・事業者・市の役割分担を明確化することにより、三者が共通認識のもとに連携する検討会議を設置し、 <u>3R</u> を推進します。 * 3Rとは、「リデュース(Reduce:廃棄物の発生抑制)」「リユース(Reuse:使用済部品等の再利用)」「リサイクル(Recycle:使用済物品の原材料としての再利用等)」	4.1.1(2)①-1 86 頁関連
② 事業者のごみ発生・排出抑制の推進	1 大規模事業所に対しごみ減量化計画の作成を指導し、立ち入り調査を行います。	
	2 事業者による拠点(店頭)回収の拡大を推進します。	
	3 持ち込みごみの料金適正化を図ります。	
	4 過剰包装を抑制し包装の適正化を進めるよう指導します。	
	5 ごみになりにくい商品の開発・提供を進めるよう国に要請します。	
	6 デポジットシステムの導入を働きかけます。	
③ 環境に配慮した行政活動の推進	1 ◆行政活動の内容や行政活動における環境配慮の状況などについての情報を公開します。	5.1.3(1)①-1 99 頁関連
	2 ★事業活動によるごみの発生・排出抑制に取り組みます。	
	3 イベント時での使い捨て品の使用自粛に取り組みます。	
	4 ★再利用を目的としたフリーマーケット行い、不要品交換の繰り返し使用を進めます。	

(2) 有害化学物質・適正処理困難物の発生抑制および適正処理の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 体制の強化	1 バッテリー・石油類などの適正処理困難物の適正処理を行う専門業者を紹介することにより、適正処理を促します。	
	2 排出ガス処理の不十分な簡易焼却炉の使用を禁止し、市で積極的に回収していきます。	
	3 ◆P R T R制度(事業者が指定された特定化学物質の移動、排出、保管する量について国に報告すること)の実施による情報公開を進め、有害化学物質の管理を行っていきます。	1.1.5(2)①-6 36 頁関連
	4 公共施設においては、有害化学物質を含む製品の使用を自粛します。	

(3) ごみのリサイクルの促進		
取組施策	取組項目	備考
① ごみの適正処理	1 ★わかりやすい資源リサイクルマニュアルおよび資源収集カレンダーの作成・配布をし、分別排出の徹底を行います。	2.1.1(4)①-11 58 頁関連
	2 資源リサイクルマニュアルおよび資源収集カレンダーを市のホームページに載せて市民が随時確認できるようにしたり、転入届の際に窓口で転入者へ配布することにより、分別収集の徹底を行います。	
	3 事業者に対しごみ分別回収の徹底を図ります。	
	4 プラスチック製容器包装の分別収集を徹底します。	
	5 家庭ごみとして排出される小規模事業系ごみの明確化を推進します。	
	6 ごみの分別種類を見直し、資源ごみの回収率を高めます。	
	7 事業者を対象とする減量・リサイクルに関する説明会・学習会を開催し、事業者が排出するごみのリサイクルを推進します。	
	8 ★リサイクルセンターの充実を図り、中間処理における再資源化を進めます。	
	9 分別収集品目の追加検討を行うなど、分別品目範囲の拡大を図ります。	
② ごみの再生利用	1 ★公園内の剪定枝、草木、落ち葉を資源化します。	
	2 戸別収集やオフィスの資源回収に対する支援の充実や回収団体のネットワーク化を進めるなど、さらに一層の資源回収を進めます。	
	3 リサイクル協力店の認定や販売店回収品のPR、店頭回収実施状況を把握し、情報提供をします。	
	4 各業界に回収ルートの整備の要請を行ない、事業者による独自回収ルートを推進します。	
	5 公共施設においてリサイクル商品を積極的に購入し、リサイクル市場の拡大を図ります。	
	6 環境への負荷の少ない商品やサービスに関する情報の提供などを行い、再生品などの使用促進を図ります。	
	7 公共施設において堆肥の利用を進めるなど、生ごみで作った堆肥の利用を図ります。	

(4) 啓発活動の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 普及啓発の充実	1 ごみの分別収集を一層推進するため、市民・事業者への普及・啓発に努めます。	
	2 使い捨てのライフスタイルを見直すよう市民・事業者への啓発活動を積極的に行ないます。	
	3 ごみの減量に関する啓発のための標語・ポスターを公募し発表します。	
	4 広報紙や「テレビはむら」などにより、ごみの減量やリサイクルについての啓発活動を進めます。	
	5 廃棄物減量等推進員、町内会・自治会およびマンション・アパートの管理組合への出前講座などを通じて、ごみ減量・分別排出の徹底・リサイクルの推進を行います。	
	6 町内会・自治会未加入者（単身者や若年者など）に対し、家庭ごみの減量や再生品利用についての啓発活動を進めます。	
	7 オフィス・公共施設等での再生品利用や市民・事業者に対する再生品使用の啓発活動を推進します。	
	8 事業者への減量化・リサイクル推進に係わる情報を提供します。	
	9 環境教育・環境学習を推進します。	
	10 ごみ処理施設の見学会や学校でのリサイクル活動を実践するなど、学校教育の中で子どもたちを対象とした啓発活動を進めます。	
	11 ◆具体的なごみの資源リサイクルマニュアルなどを作成・配布します。	2.1.1(3)①-1 57 頁関連
	12 廃棄物減量等推進員制度を活用し、ごみの分別や適正な排出等に関する地域住民への啓発を図ります。	
	13 ごみの減量やリサイクル推進のモデル事業を実施します。	
	14 生ごみについて、水切りの徹底、排出抑制の啓発を図ります。	

(5) 不法投棄対策の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 対策の強化	1 不法投棄への警告を随時行っていきます。	
	2 不法投棄多発地帯のパトロール等を行い、不法投棄防止に努めます。	

(6) 廃棄物に係る法整備と改善		
取組施策	取組項目	備考
① 改善要請	1 廃棄物に係る法整備の改善へ向けて、国および東京都へ働きかけていきます。	

(7) 国・東京都・近隣自治体との連携		
取組施策	取組項目	備考
① 情報交換	1 国・東京都・近隣自治体と、ごみ問題に関する意見交換を行います。	

市民の取り組み

1. ごみの発生・排出抑制の推進

ライフスタイルの見直し

- 必要なものを必要な量だけ買います。
- 使い捨て商品の購入を自粛し、再利用できる商品を購入します。
- 長寿命、高耐久商品を購入します。
- 商品は大切に長く使うようにします。
- 簡易包装の商品を購入します。
- 過剰包装は断ります。
- 環境家計簿をつけるよう努めます。
- 再利用を目的としたフリーマーケット、ガレッジセールの開催・参加をします。
- 家庭にごみを持ち込まない消費者運動を考えます。
- 生ごみは水をよく切ってから出します。
- 食べ残しを出さないようにします。
- 生ごみのあまり出ない調理方法を工夫します。

2. 有害化学物質・有害ごみの発生抑制および適正処理の推進

- 有害化学物質を含まない商品を選択します。
- 家庭用焼却炉を使用しません。
- 有害ごみの適正排出を行います。
- PRTR制度を通して、事業者へ有害物質の利用状況に関する情報公開を求めていきます。

3. ごみのリサイクルの促進

- 決められたごみの分別排出を徹底します。
- 生ごみはできるだけ堆肥化し利用していきます。
- リサイクル商品の購入に努め、リサイクル市場の拡大を図ります。

4. 啓発活動の推進

- 市が行う啓発活動に積極的に参加・協力します。
- 学習会などの自主活動を通して市民相互の啓発活動を進めます。

5. 不法投棄対策の推進

- 不法投棄をしません。
- 土地の適正管理を行い、不法投棄されないよう自衛策を講じます。
- 不法投棄対策に協力します。

6. 廃棄物に係る法整備と改善

- 必要に応じて、市と協力して、廃棄物に係る法整備と改善へ向けて、国および東京都へ働きかけていきます。

7. 国・東京都および近隣市町村との連携

- ごみ問題に関する意見交換会などに積極的に参加します。
- 市や国・東京都・近隣自治体と協力して、循環型社会の構築に向けて取り組みます。

事業者の取り組み

1. ごみの発生・排出抑制の推進

- 製品の修理体制を確立します。
- 使い捨て商品は作らないようにします。
- 再生原料および再生品を利用した製品の製造・加工および販売に努めます。
- 包装はできるだけ簡素化します。
- 使用済み商品の引き取りなど、店頭回収・自主回収を推進します。
- 食品の製造・販売業者は調理場から出る生ごみ・残飯の資源化を進めます。
- 廃棄物が出ない生産活動に向けて努力します。
- レジ袋等プラスチック製品の使用を最小限にします。
- 廃棄物・リサイクルに関することや製品に含まれる化学物質などについて、情報を公開します。

2. 有害化学物質・有害ごみの発生抑制および適正処理の推進

- 製造・加工における有害化学物質の使用を自粛していきます。
- P R T R制度を通して有害化学物質についての情報を公開していきます。
- 有害ごみの回収を行います。

3. ごみのリサイクルの促進

- 決められたごみの分別排出を徹底します。
- ごみの分別排出をしやすくするため、商品の明確な材質表示を行います。
- 使用済み商品の引き取りを行ない、リサイクルを推進していきます。
- リサイクルを念頭においた商品開発および販売を実施します。
- リサイクル原料を積極的に使用していきます。
- リサイクル商品を積極的に販売していきます。

4. 啓発活動の推進

- 事業所内でのごみ減量・リサイクルの啓発活動を自主的に行います。
- 市と協力して市民や社員への啓発活動を進めます。

5. 不法投棄対策の推進

- 不法投棄をしません。
- 土地の適正管理を行い、不法投棄されないよう自衛策を講じます。
- 不法投棄対策に協力します。

6. 廃棄物に係る法整備と改善

- 必要に応じて、市と協力して、廃棄物に係る法整備と改善へ向けて、国および東京都へ働きかけていきます。

7. 国・東京都および近隣市町村との連携

- ごみ問題に関する意見交換会などに積極的に参加します。
- 市や国・東京都・近隣自治体と協力して、循環型社会の構築に向けて取り組みます。

2 ポイ捨ての禁止

目 標

地域の環境美化を推進し、清潔で快適な都市環境を確保していきます。

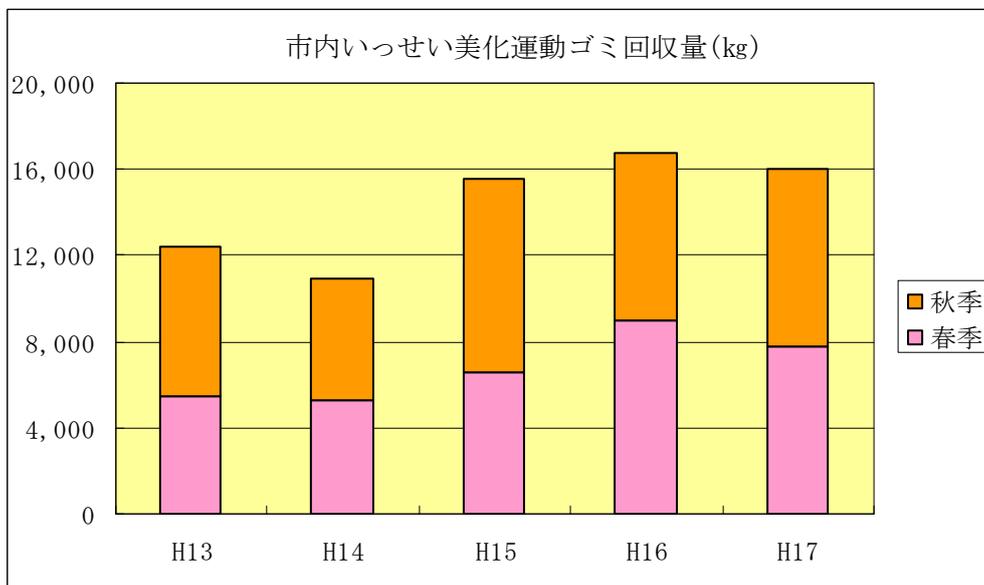
指標	清掃奉仕活動専用ごみ袋（ボランティア袋）申込件数	
	現状	清掃奉仕活動専用ごみ袋（ボランティア袋）の配布をします。
	271 件/年	

現 状

河川敷、道路、駅構内の線路上、自動販売機周辺、公園の内外などポイ捨てによるごみが見られます。また、空き地への不法投棄もあります。

市では「羽村市美しいまちづくり基本条例」で不法投棄を禁止しており、ごみのポイ捨て禁止に関し広報紙や看板等により啓発を進めるとともに、全都的な取組みとして喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、たばこの吸殻の投げ捨て禁止を呼びかけました。

また、年2回市内いっせい美化運動の実施や不法投棄の監視、ポイ捨て禁止の啓発活動を実施しています。



施策の方向

「羽村市美しいまちづくり基本条例」によりポイ捨てなどの不法投棄を禁止していますが、ポイ捨てをなくすためには各人のモラル向上が必要です。そのため啓発活動を積極的に実施し、清潔で住み良いまちづくりを目指していきます。

また、ポイ捨てごみ（特に釣り針、釣り糸）による生物への影響やモラルについて、環境教育や啓発活動を進めます。さらに空き缶・空き瓶などのごみをポイ捨てせずに持ち帰ることを定着させるなど、ごみのポイ捨て防止活動を進めます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) ごみ持ち帰りの定着化の促進		
取組施策	取組項目	備考
① 普及啓発	1 ごみ持ち帰りを定着させるために、公共の場所や河原のごみ箱を撤去するとともに、その趣旨を明示します。	
	2 ごみ持ち帰りについての啓発を進めます。特に、多摩川利用者に対しては、多摩川の生物への影響を抑えるため、ごみ（特に釣り針、釣り糸）の持ち帰りを啓発します。	
	3 あき缶やたばこの吸殻等のポイ捨て禁止を啓発します。	
(2) 環境教育・啓発活動の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 活動の充実	1 家庭での教育を基本に、幼児期から学校生活までを通じ、環境美化教育を進めます。	
	2 小学校低学年から、ポイ捨てと環境への影響について、映像や体験を通した啓発活動を行います。	
	3 ポイ捨てと環境に関する学校教育用資料を作成します。	
	4 家庭・学校・事業者へ継続してポイ捨て禁止を呼びかけます。	
	5 市民生活安全パトロールなどにより、ポイ捨てに関する啓発活動を行います。	
(3) 空き缶・空き瓶対策の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 対策強化	1 ★市民が参加する空き缶や空き瓶などの資源回収団体に助成金を交付します。	
	2 自動販売機の設置者に空き缶対策を行うよう指導します。	
	3 デポジットシステムの導入を働きかけます。	

(4) 市民・事業者・市が一丸となったポイ捨て防止活動の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 活動の充実	1 ★市内いっせい清掃の実施やボランティア袋の活用を図ります。	
	2 市民・事業者に対し、市内いっせい清掃に参加することの重要性を周知徹底します。	
	3 他の市町村と連携を図り、家庭・学校・職場でのポイ捨て防止の啓発活動を進められるよう検討します。	

(5) ポイ捨て禁止条例制定の研究		
取組施策	取組項目	備考
① 調査研究	1 ポイ捨て禁止条例の制定について情報を収集し研究します。	

市民の取り組み

- 身の回りのごみを拾います。
- 公共の場でごみを捨てません。ごみは持ち帰ります。
- 釣り糸、釣り針は捨てません。
- ごみは持ち帰る物である事を家庭内で日頃から実践します。
- ごみのない美しい街にするためにはまちを自分達で守る必要があることを、幼い頃から子どもたちに教えます。
- ポイ捨て防止のための意見・提案などを市にあげていきます。
- 学校でのポイ捨てごみに関する教育内容を家族で相互に啓発し合い、お互いに守ります。
- 町内会・自治会などで行う資源回収に積極的に参加します。
- 市内いっせい清掃に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ごみの持ち帰りのごみ分別を社員に徹底します。
- ポイ捨て禁止を社員に徹底します。
- 幼児期からの環境教育の大切さを社員に徹底します。
- ごみによる生物やその生息環境への影響について、社員教育を行います。
- ごみやポイ捨てに関する啓発活動を社員に対して定期的に行い、職場でのモラルの向上を図ります。
- 事業所ごとに美化推進員を選定し、市民や市の関係者との交流を積極的に進めます。
- 自動販売機の側には必ず空き缶・空き瓶回収箱を設置します。
- 市内のいっせい清掃に参加し、また事業所内の一斉清掃も行います。